（建設工事単契）

# 入札に関する注意事項

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに工事場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、入札書を提出してください。

記

<table>
<tr><td colspan="2">案件番号（契約整理番号）</td><td colspan="3">08－8953－4</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事名</td><td colspan="3">交通安全施設設置工事（緑区単価契約その２）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="3">さいたま市緑区役所管内</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事担当課</td><td colspan="3">緑区役所くらし応援室</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設計図書等</td><td>閲覧等の方法</td><td colspan="3">電子配布<br>令和８年８月27日（木）～</td></tr>
<tr><td>質問受付</td><td colspan="3">令和８年８月27日（木）午前9時～令和８年９月４日（金）午後5時</td></tr>
<tr><td>質問回答</td><td colspan="3">令和８年９月８日（火）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保証金</td><td>入札保証金</td><td colspan="3">①．免除　　２．入札金額の　5/100 以上</td></tr>
<tr><td>契約保証金</td><td colspan="3">①．免除　　２．契約金額の 10/100 以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行期限（履行日数）</td><td>令和9年3月12日</td><td>履行日数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格（税込）</td><td colspan="3">12,733,136 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td colspan="3">設定する</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="3">本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。</td></tr>
</table>

（注意事項）

1　設計図書等の閲覧又は貸出し

(1) 設計図書等の閲覧等の方法を「電子配布」とする場合は、**上記配布期間に、入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲載する「発注図書公開URLファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロードURLを参照すること。**

(2) 設計図書等の閲覧等の方法を「工事担当課での閲覧又は貸出し」とする場合は、**上記貸出期間に、指名通知書（埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）より印刷）を持参の上**、工事担当課に申し出ること。

(3) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。

(4) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答をシステムに掲載する。

2　その他入札に関して質問のある場合は、事前に申し出ること。

3　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

4　入札の辞退

入札参加を希望しない場合には、入札を辞退することができる。（システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退を認める。）

5　入札の無効

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札は無効とする。

(2) 明らかに連合によると認められる入札は、無効とする。

(3) 予定価格を事前公表している場合の予定価格の１１０分の１００の価格を超えた金額による入札、最低制限価格を設定している場合の最低制限価格の１１０分の１００の価格に満たない金額による入札は、それぞれ無効とする。

6　再度入札は１回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

7　落札となるべき金額の入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者が入力した任意の数値（３桁）と処理時刻を用いた演算式により、システムによる電子くじを実施する。なお、書面により入札書を提出する場合においては、入札書に任意の３桁の数値を記入すること。

8　やむを得ない理由により紙媒体による入札の参加を希望する場合は、紙入札方式参加申請書を入札書の提出期限までに契約課に提出し、承認を得なければならない。

9　落札者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

10　問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号

さいたま市財政局契約管理部契約課

電話　０４８－８２９－１１８０

FAX　０４８－８２９－１９８６